

日障ス発第 391 号
平成 28 年 11 月 2 日

都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会 会長
都道府県・障がい者スポーツ指導者協議会 会長
障がい者スポーツ競技団体 代表者
障がい者スポーツセンター 代表者

各位

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
会長 鳥原 光憲
〔公印省略〕

協会倫理規程の改正とスポーツにおける暴力行為・不正行為等に関する
相談窓口の設置について

平素より、障がい者スポーツの振興につきまして、格別のご高配を賜り御礼を申し上げます。

今般、当協会では倫理規程の改正等を行い、倫理・コンプライアンスに関連する規程等を整備するとともに、スポーツにおける暴力行為・不正行為等に関する相談に対応するための外部相談窓口を下記の通り設置いたしましたのでご連絡いたします。関係者にご周知をいただき、活用されるよう、お願ひいたします。

記

1. 本会相談窓口（既設）

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 総務部
(電話) 080-7801-6611
(電話対応時間) 平日 10:00-12:00 13:00-17:00
担当者不在、時間外は留守番電話による対応

2. 外部相談窓口（新設、11月1日から開始）

ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業
(電話) 03-5157-8200 (代表)
(電話対応時間) 平日 10:00-12:00 13:00-17:00
(ファックス) 03-5157-8210

【添付資料】

- ・倫理規程（改正）
- ・倫理委員会規程（改正）
- ・暴力行為・不正行為等に関する相談窓口の設置に関する規程（新設）
- ・登録・加盟団体の処分に関する内規（新設）

(本件に関する問い合わせ先)

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
総務部（小石、松田）
電話：03-5939-7021
ファックス：03-5641-1213

【参考】

先般、公益財団法人日本財団パラリンピックサポートセンターから、アスリートを対象とした小冊子「マンガで学ぶスポーツコンプライアンス～アスリートが知っておくべき大切なこと～」が発刊されました。

昨今、違法賭博や法令違反、ドーピング違反などスポーツのインテグリティ（高潔性）を脅かす重大な問題が発生しています。コンプライアンスは選手や指導者などスポーツに関わる誰もが意識して取り組まなければならない事項ですが、「難しすぎる。自分には関係ない。」と思われがちなことがらでもあります。

この小冊子は選手や指導者の方々が、日々のなかで直面しやすい場面をマンガ仕立てで紹介し、留意すべきポイントを分かり易く解説した内容になっております。

是非、選手や指導者などに周知していただき、自らコンプライアンスを身近な問題として捉えるよう指導して頂ければ幸いです。

以下の URL よりダウンロードが可能です。

https://www.parasapo.tokyo/system/files/sports_compliance_to_study_in_manga.pdf

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、第2条に定める者が本会の社会的使命と役割を自覚し、第4条に定める事項を遵守するとともに、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会登録・加盟団体における倫理及びコンプライアンスに関するガイドライン」を十分に理解し、実践することにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する社会からの信頼を失うような行為の防止を図り、もって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(対象者の範囲)

第2条 この規程において、対象となる者は、次のとおりとする。

- 1 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(以下「本会」という。)定款第13条に規定する評議員、同第28条に規定する理事・監事、同第35条に規定する最高顧問、同第36条に規定する名誉会長、同第37条に規定する顧問及び参与、同第48条に規定する運営委員会委員、同第55条に規定する専門委員会委員、同第56条に規定する職員、上記以外で本会会長または日本パラリンピック委員会委員長が委嘱した者(以下「役職員等」という。)をいう。
- 2 本会諸制度に基づく協会登録団体およびJPC加盟団体(以下「団体」という。)

(基本的責務)

第3条 役職員等および団体は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、本会の関係規程に基づき、公正かつ誠実に行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 役職員等および団体は、下記の事項を遵守しなければならない。

- 1 本協会の名誉・信用を著しく毀損する行為をしてはならない。
- 2 関係法令や規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとること。
- 3 暴力、ハラスメント及びドーピング等の薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。
- 4 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 5 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 6 補助金、助成金等の経理処理に関し、法人格の有無や種類を問わず、各団体の経理規定等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 7 社会秩序に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切の関係を持つてはならない。

(倫理委員会の設置)

第5条

- 1 この規程の実効性を確保するために本会に倫理委員会を設置する。
- 2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

(この規程に違反した場合の対処等)

第6条

- 1 役職員等および団体に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、管理責任者(統括常務理事)は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役職員等および団体がこの規程に違反する行為があったと認められる場合は、会長へ報告し、会長は倫理委員会の意見を聴取したうえで、定款、本会就業規則及び関係する規程等に則って必要な措置をとるものとする。
- 2 第2条に定める本会が委嘱を行っている者がこの規程に違反した場合には、その職を解くことができる。

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

1. この規程は、平成25(2013)年3月12日から施行する。
2. 平成27(2016)年10月28日 改正

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(以下「本会」という。)倫理規程第5条の規定に基づき、倫理委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(所掌)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 倫理規程第4条に定める遵守事項の推進に関すること。
- (2) 本会会长の諮問に応じ、意見を具申する。

(委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

第4条 委員長は、理事又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

2 委員は、委員長が本会理事、学識経験者および倫理規程第2条の2項に定める団体の関係者のうちから推举する者を、理事会に諮って、会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、本会理事の任期と同じく終了する。

ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(本規程の変更)

第7条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

1. この規程は、平成 25(2013)年 3月 12 日から施行する。
2. 平成 28(2016)年 10月 28 日 改正

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
暴力行為・不正行為等相談窓口の設置に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「本会」という。）に相談窓口を設置し、本会倫理規程に基づき、スポーツの場における暴力行為を含むすべてのハラスメント行為、その他組織的又は個人的な不正行為等の早期発見、是正及び再発防止のための体制を整えることを目的とする。

(体制)

第2条 本会は、本条各項に定めるとおり相談窓口を設置する。

- 2 相談窓口の事務は、本会総務部が所掌する。
- 3 本会の管理責任者（統括常務理事）は相談窓口の担当者に対し、相談窓口の適切な運営のため必要な措置をとり、相談に係る事実関係に関し調査を命ずる。
- 4 本会は、相談窓口を適切かつ効果的に運営するため、事務の全部又は一部をホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業（以下「ホーガン・ロヴェルズ」という。）に委託することができる。
- 5 委託を受けた者は、本会総務部と連携を密にし、相談窓口が受け付けた相談の内容及び相談の対応状況について、隨時、本会総務部に報告する。また、本会総務部から報告を求められた場合は、それに対応することとする。
- 6 相談窓口の連絡先及び対応方法は以下に掲げるとおりとする。

<本会相談窓口>

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会総務部
(電話) 080-7801-6611
(電話対応時間) 平日 10:00-12:00 13:00-17:00
担当者不在、時間外は留守番電話による対応

<外部相談窓口>

ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業
(電話) 03-5157-8210
(電話対応時間) 平日 10:00-12:00 13:00-17:00
(FAX) 03-5157-8289

(相談対象事項)

第3条 相談窓口は、本会倫理規程第4条に定める事項に違反し又は違反するおそれのある

る行為（以下「違反行為等」という。）に関する相談を対象とする。ただし、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁又は調停手続き、若しくは裁判所に係属中の事件に関する事項は相談の対象から除かれる。

2 相談窓口は、前項本文に定める相談の対象以外の事項に関する相談、若しくは個人の職務外の行為、私怨、誹謗中傷又は不当な不平不満のいずれかに該当することが明らかであると相談窓口が判断した相談には対応しない。

(利用者の範囲)

第4条 相談窓口を利用できる者（以下「利用者」という。）は以下に掲げる者とする。

- ① 本会倫理規程第2条に定める者（本会役職員、本会諸制度に基づき登録・加盟・委嘱を行っている者を含む。）
- ② 本会登録団体及び加盟競技団体の役職員及びその関係者（選手及び指導者を含む。）
- ③ 本会が認定する強化指定選手及びその関係者
- ④ パラリンピック競技大会及び同競技大会に相当する競技大会の出場選手及びその関係者

(利用方法)

第5条 相談窓口の利用は、第2条第5項記載の連絡先への電話、FAX、書面又は面談により行うものとする。

2 本会は、前項の利用方法について、本会ホームページや情報誌「NO LIMIT」等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。

(対応)

第6条 相談窓口は、相談を受けた場合速やかに必要な対応を取るものとする。

2 相談窓口の利用又は相談の内容により利用者に対しいかなる不利益な取扱いもなされではならない。相談窓口は、利用者に対し不利益な取り扱いがなされることのないよう配慮し、相談を受けた際は利用者に対しその旨を説明する。

3 相談窓口は利用者の氏名、連絡先その他の個人情報及び相談内容の秘密の保持に十分配慮する。

4 相談窓口は相談内容に係る事実について、違反行為等の行為者及び関係者の氏名及び違反行為等の概要について聴取し、出来る限り当該違反行為等があつたことが認められる具体的な事実関係を明らかにするよう努める。

5 本会及び相談窓口は、相談を受けた事項について必要があると認める場合には、利用者及び関係者から追加で必要な事項の聴取を行い、その他違反行為等に関する事実関係を明らかにするための調査（この規定において「事実調査」という。）を行うものとする。

6 利用者の相談に対して本条第4項の定めに従い適切な聴取に努めたにもかかわらず、

相談窓口において利用者の連絡先を確知できない場合、違反行為等の概要を把握できない場合、その他この規程に基づく事実関係の調査その他の対応を取ることが困難である場合には、本会はかかる対応を取る義務を負わない。

7 相談窓口は調査結果を管理責任者に報告する。

(情報等の保護)

第7条 本会及び本規程に定める相談窓口の事務に携わる全ての者は、利用者の個人情報、相談窓口の利用及び相談の内容に関する情報、並びに事実調査の過程で知り得た一切の事実を、善良な管理者の注意を以って秘密として取扱い、外部に漏洩又は開示してはならない。ただし、相談窓口の事務又は事実調査の委託を受けた者で、次項に定める守秘義務を負う者への開示についてはこの限りでない。

2 本会は、相談窓口の事務及び事実調査の全部又は一部を外部に委託する場合は、委託先に対しても前項本文に定める守秘義務を課すものとする。

3 故意又は過失により第1項の定めに反して同項に定める事項を外部に漏洩又は開示した者には、本会所定の規程等に従って相当な処分を課す。

4 本会、加盟団体及び登録団体は、利用者が相談窓口を利用したことを理由として当該利用者及び関係者に対し不利益な取扱いを行ってはならない。

(結果の取扱い)

第8条 本会は、相談者から結果について照会があった場合は、本会が当該相談に基づきとった対応の有無及びその内容を丁寧に説明するものとする。ただし、個人情報や本会が不適切と判断した内容についてはこの限りではない。

2 相談者以外の者からの結果の照会には原則としてこれに応じないこととする。ただし、本会が必要と認めた者からの結果の照会については、全部又は一部を説明することができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるものの他、この規程の実施のために必要な事項は、本会倫理委員会において定める。

附則

1. この規程は、平成28（2016）年10月28日から施行する。

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
登録・加盟団体の処分に関する内規

第1条（目的）

この内規は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「本会」という。）倫理規程第6条により、同規程第2条の2項に定める登録・加盟団体に対する処分に関する手続き及び内容について定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

この内規の適用範囲は以下のとおりとする。

- ① 都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会
- ② 登録・加盟の障がい者スポーツ競技団体

第3条（処分の手続き）

対象となる事案に係る処分の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 本会倫理規程に違反する行為を行ったおそれがあるときには、事務局は、当該団体に対し調査を行い、結果を会長へ報告する。
- (2) 会長は倫理委員会に意見を求める。
- (3) 倫理委員会は内容を審議し、処分案を含む審議内容を会長へ報告する。
- (4) 倫理委員会での審議過程においては、処分案を当該団体に提示し、必ず弁明の機会を設けなければならない。但し、提示した処分案に対し当該団体が同意を示した場合、または当該団体が弁明の機会を拒否もしくは無断欠席した場合はこの限りではない。
- (5) 処分については理事会の承認を取る。
- (6) 会長は処分を行う登録・加盟団体に対する処分を行う。

第4条（処分の種類及び内容）

処分の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 指導
口頭または書面により、是正・改善を指導する。
- (2) 励告
書面により、是正・改善を求めるとともに、改善計画書を提出させる。
- (3) 資格停止
書面での通知を以って、一定期間、登録・加盟団体としての権利・権限等を停止する。なお、資格停止の具体的な内容は、以下のとおりとする。

<事業>

- a. 各種助成金・補助金の申請

b. 本会名義の使用（主催、共催、後援等）

c. 本会各種事業への参加

<役員・評議員>

d. 理事候補者及び評議員候補者の推薦

e. 当該団体推薦役員、評議員の理事会・評議員会への出席

<推薦>

f. 当該団体に関して本会から他団体・機関等への各種推薦（表彰等）

<契約>

g. 当該団体と締結する各種契約

（4）登録・加盟の資格のはく奪

書面での通知を以って、当該団体の本会登録または加盟資格をはく奪する。

2. 前項（3）および（4）について、処分後、当該団体における是正・改善状況を見極めた上で、再度処分の軽減を図ることができる。

第5条（上訴）

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の加盟団体スポーツ仲裁規則に該当する団体は、本会が決定した処分については、仲裁機構の規則に則り、上訴を申し立てることができる。

第6条（その他）

- (1) 処分の対象となる事案が、一定期間を経て判明した場合、事案が発生した時点に遡及し、この内規を適用することができる。
- (2) この内規に定める事項以外については、別途倫理委員会で協議の上、理事会及び評議員会において決定する。

附則

本内規は、平成28（2016）年10月28日より施行する。